

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(三七〇・商工業振興課)

秋田県農業振興地域整備基本方針の変更(三七一・農林政策課)

道路区域の変更(三七二・道路環境課)

道路の供用開始(三七三・道路環境課)

道路区域の変更(三七四・道路環境課)

公告

共同施行等土地改良事業の換地処分の届出(山本総合農林事務所)

県営土地改良事業工事の完了(秋田総合農林事務所)

土地改良区の定款変更の認可(由利総合農林事務所)

土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北総合農林事務所)

監査委員告示

外部監査人の監査の事務を補助する者及び期間(三)

告示

秋田県告示第三百七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年五月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ウエルマートショッピングセンター
本荘市出戸町字岩淵下十八番地外
- 二 本荘市長の意見
意見なし
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
本荘市役所 商工観光課
- (二) 縦覧期間
平成十四年五月二十八日から同年六月二十八日まで

秋田県告示第三百七十一号

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二十号)附則第三条第三項の規定により、秋田県農業振興地域整備基本方針を次のとおり変更したので、同項において準用する農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号。以下「法」という。)第四条第七項の規定に基づき、公表する。

なお、変更後の秋田県農業振興地域整備基本方針は、農林水産部農林政策課及び各総合農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年五月二十八日

秋田県知事 寺田典城

変更後の秋田県農業振興地域整備基本方針の概要

第一 農用地等の確保に関する事項

一 農用地等の確保に関する基本的考え方

農用地等は、食料の安定供給のための農業生産基盤として重要であることはもとより、県土の保全や自然環境の保全、良好な景観の形成や農業生産活動により生じる多面的機能を発揮させるための基盤としても重要であることから、その確保のため、農業生産基盤の整備や農用地等の保全事業等を推進するとともに、農用地区域内の優良農地を確保するため農業振興地域制度の適切な運用を図る必要がある。

二 農用地等の確保のための施策の推進

- (一) 農用地等を確保するため、農業振興地域制度の適切かつ厳格な執行に努め、

農業生産基盤の計画的な整備を促進するとともに、認定農業者等への農地の利用集積等を促進する。

(二) 農用地等の非農業的土地利用との調整については、農業振興地域内の農用地区域外における土地利用の状況を考慮し、他の土地利用計画との適切な調整を行う。また、農業振興地域整備計画の変更は、原則として、おおむね五年ごとに法第十二条の二の規定に基づき実施する基礎調査等に基づき行う。

(三) 公用公共施設の建設に当たって、やむを得ず農用地区域内に建設する場合は、法第十三条第二項各号の変更要件を満たすよう土地の選定に努める。

(四) 法第十三条の二の交換分合制度については、農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、積極的に活用する。

(五) 農業振興地域整備基本方針の策定・変更及び農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、関係団体等から必要に応じ広く意見を求める。

三 農業上の土地利用の基本的方向

農産物の需要の動向に即しつつ生産を行うこととし、これに弾力的に対応できるように合理的な土地利用を進める。

第二 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

全県六十九市町村のすべてについて、その全部又は一部を農業振興地域として指定することを相当とする。

第三 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

農業生産の基盤の整備及び開発は、農業上の土地利用の基本的方向に即するとともに、生産性の向上による効率的・安定的な農業経営の確立と農業生産活動を通じて多方面にわたる機能の発揮を図る上での農業用排水施設の適切な維持管理及び農業用水の水質保全や機能維持という観点から進めることが必要である。その際、水質、希少動植物など自然環境、景観や生態系に十分配慮して進めることが必要である。

第四 農用地等の保全に関する事項

農用地等の保全は、農地が生産基盤にとどまらず、農業生産活動が行われることにより生ずる雨水の貯留機能や水源のかん養機能、土壌浸食防止機能等の多面的な機能を有しており、県土の保全や県民の豊かで潤いのある生活の実現に欠かせないものであることを考慮して進める必要がある。

第五 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）に基づく利用権設定等促進事業を中心とした各種農地流動化施策を積極的に進め、農作業の受委託を含めた幅広い形での農用地の流動化を促進する。さらに、関係農業者等の合意形成に努め、作付地の集団化、不作付地の解消等農用地の利用度の向上、農作業の効率化、耕種農家と畜産農家の連携による地力の維持増進等を促進する。

第六 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

生産性が全国的にみて優位である米を基幹としつつ、今後、需要の増大が見込まれる農畜産物の生産拡大を促進する必要がある。このためには、地域農業の核となる認定農業者や農作業受託組織等の多様な組織経営体の育成とこれら経営体への農用地の利用集積など流動化の促進により規模拡大を図り、土地基盤の整備による農業生産性の向上と広域的な流動体制の近代化を推進する高性能、高効率の機械及び施設を整備する必要がある。

第七 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

就農啓発を目的とした農作業体験施設や新規就農者等の研修施設、農業情報に関する情報通信施設、女性や高齢者の就農支援施設等の整備を推進する。

第八 第五の事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

農村地域の特色を生かしたアグリビジネスの企業化を支援し就業機会の拡大を図るため、新山村振興等農林漁業特別対策事業等による地域農林水産物の加工処理施設や直売施設等の整備を推進するとともに、地域の農林水産業や地域の立地条件を利用したグリーンツーリズムの振興等を支援する。

第九 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

集落活動の拠点となるコミュニティ施設や、情報関連施設、農村公園など、生活・交流基盤の整備を計画的に進めていく。また、美しい農村景観の保全とコミュニティ施設や交流施設の整備に努め、農村独自の文化の保存を促進する。

秋田県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年五月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別		路線名		区		間		
新	旧	新	旧	金光寺能代線	金光寺能代線	C	B	A	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県道	県道	新	旧	金光寺能代線	金光寺能代線	能代市河戸川字東堂前二六六番一地先から能代市字藤山四九番一まで	能代市河戸川字西堂前十四番一地先から能代市字寿域長根五六番一地先まで	能代市河戸川字東堂前二六六番一地先から能代市字藤山四九番一まで	六・〇〇〇 一六・〇〇〇	二・〇〇八
県道	県道	新	旧	金光寺能代線	金光寺能代線	能代市河戸川字東堂前二六六番一地先から能代市字藤山四九番一まで	能代市河戸川字西堂前十四番一地先から能代市字寿域長根五六番一地先まで	能代市河戸川字東堂前二六六番一地先から能代市字藤山四九番一まで	六・〇〇〇 一三・五〇〇 一六・〇〇〇	二・〇〇八 一・六八五
県道	県道	新	旧	金光寺能代線	金光寺能代線	能代市河戸川字東堂前二六六番一地先から能代市字藤山四九番一まで	能代市河戸川字西堂前十四番一地先から能代市字寿域長根五六番一地先まで	能代市河戸川字東堂前二六六番一地先から能代市字藤山四九番一まで	六・〇〇〇 一三・五〇〇 一六・〇〇〇	二・〇〇八 一・六八五
県道	県道	新	旧	金光寺能代線	金光寺能代線	能代市河戸川字東堂前二六六番一地先から能代市字藤山四九番一まで	能代市河戸川字西堂前十四番一地先から能代市字寿域長根五六番一地先まで	能代市河戸川字東堂前二六六番一地先から能代市字藤山四九番一まで	六・〇〇〇 一三・五〇〇 一六・〇〇〇	二・〇〇八 一・六八五

この表において、「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十四年五月二十八日から同年六月十日まで

秋田県告示第三百七十三号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年五月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
県道	金光寺能代線	能代市字藤山四九番一から字田子向一番まで	

二 供用開始の期日 平成十四年五月二十八日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年五月二十八日から同年六月十日まで

秋田県告示第三百七十四号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)		
	新	旧							
一般国道	新	旧	百八号	由利郡鳥海町上川内字沖二四番二地先から字平根八番一地先まで	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)		
								B	A
								由利郡鳥海町上川内字沖二〇番二から字平根八番一まで	由利郡鳥海町上川内字沖二四番二地先から字平根八番一地先まで
						六・〇〇〃三三・五〇	一・三四八		
						六・〇〇〃八三・五〇	一・二九五		

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年五月二十八日から同年六月十日まで

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、羽佐場地区土地改良事業共同施行から平成十四年五月二十日換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月二十八日

一 羽佐場地区土地改良事業共同施行

(二)(一) 事業名 羽佐場地区山村振興等農林漁業特別対策事業(区画整理)
 換地処分年月日 平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺田典城

県営土地改良事業(畑沢地区一般農道整備事業(過疎基幹))につき、その工事を平成十三年九月十三日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年五月二十八日

秋田県知事 寺田典城

第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月二十八日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、由利郡大内町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十四年五月二十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月二十八日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙北郡千畑町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月二十八日

一 退任理事の住所及び氏名

仙北郡千畑町畑屋字熊野百七十番地の五
 " " 中野字内城百三十番地

秋田県知事 寺田典城

奥山 幸一
 藤井 金光

仙北郡千畑町金沢東根字川原田百六十七番地
 " " 字西外川原百十五番地
 " " 千屋字下内村一番地
 " " 字荒屋敷百三十七番地
 " " 本堂城回字田町百三十二番地
 " " 字北館八十九番地の一
 " " 浪花字丸森下二の十番地
 " " 土崎字厨川百三十一番地
 " " 字野田二十九番地
 " " 黒沢字西野六十五番地
 " " 浪花字大道二百七十九番地
 " " 畑屋字室町百五十七番地
 " " 字稲荷百二十番地の一

二 就任理事の住所及び氏名

仙北郡千畑町畑屋字熊野百七十番地の五

" " 金沢東根字西外川原百十五番地

" " 中野字内城百三十番地

" " 金沢東根字川原田百六十七番地

" " 千屋字荒屋敷百三十七番地

" " 字上内村八十三番地の一

" " 本堂城回字田町百三十二番地

" " 字本堂町九十八番地の一

" " 浪花字丸森下二番地の十

" " 土崎字野田二十九番地

" " 字谷地中百五番地の一

" " 黒沢字西野六十一番地

" " 浪花字大道二百七十九番地

" " 畑屋字稲荷百二十番地の一

" " 字室町百五十七番地

三 退任監事の住所及び氏名

仙北郡千畑町金沢東根字大石百六十一番地の一

" " 千屋字上花岡百二十二番地

" " 土崎字谷地中百五番地の一

四 就任監事の住所及び氏名

深 沢 清 一
 高 橋 正 治
 戸 沢 良 清
 戸 沢 藤 一
 栗 林 四 郎
 五十嵐 喜 栄
 山 代 武
 佐々木 寅之助
 佐 藤 辰 雄
 高 階 隆 二
 高 橋 伸 一
 大久保 一 彪
 高 橋 勝 経
 奥 山 幸 一
 高 橋 正 治
 藤 井 金 光
 深 沢 清 一
 戸 沢 藤 一
 田 沢 義 弘
 栗 林 四 郎
 杉 沢 良 治
 山 代 武
 住 藤 辰 雄
 樽 川 勉
 藤 川 勉
 藤 川 勉
 高 橋 勝 経
 高 橋 彪
 高 橋 猛
 高 橋 伸 一
 高 橋 辰 美
 高 橋 虎之助
 樽 川 勉

仙北郡千畑町金沢東根字大石百六十一番地の一
 " " 千屋字上花岡百二十二番地
 " " 土崎字北小屋三十二番地
 高 橋 辰 美
 高 橋 虎之助
 加 藤 晃 湧

監 査 委 員 告 示

監査委員告示第3号

平成14年秋田県告示第335号で告示された包括外部監査契約に關し、外部監査人の監査の事務を補助する者についての協議が整ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により次のとおり告示する。

平成14年5月28日

秋田県監査委員 辻 久 男
 秋田県監査委員 小田嶋 伝 一
 秋田県監査委員 天 野 進
 秋田県監査委員 小 玉 和 夫

1 外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- 岡 井 眞 青森県弘前市大字浜の町東二丁目9番地20
 - 唐 澤 正 幸 東京都練馬区氷川台三丁目28番10号
 - 大 崎 美 保 東京都台東区今戸二丁目15番9号
 - 山 本 靖 子 千葉県浦安市北栄三丁目38番22号レジデンヌ中村305号
 - 川 口 明 浩 千葉県市川市国府台五丁目24番14号
 - 木 下 哲 哉 東京都港区三田五丁目20番12号エウセラリア白金高輪401
 - 秋 山 牧 秋田県秋田市千秋北の丸3番8号
- 2 外部監査人の監査の事務を補助できる期間
 平成14年6月1日～平成15年3月31日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄